

すまいるセンターみなみ保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	株式会社スマイルクルー
事業者の所在地	神奈川県横浜市西区平沼 1-13-14
事業者の電話番号・FAX	TEL : 045-316-4355 FAX : 045-316-4356
代表者氏名	岡田 純一
定款の目的に定めた事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、幼稚園及びこども園の経営 ・ 学童保育に関する事業 ・ 保育士育成のための研修及び養成に関する事業

2 事業の概要

種別	小規模保育事業 A 型		
名称	すまいるセンターみなみ保育園		
所在地	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎東 3-5 コンフォールセンター南 6 号棟 104 号室		
電話番号・FAX	TEL/FAX 045-511-8969		
責任者氏名	岩本 真梨子		
開設年月日	H24 年 11 月 19 日 横浜市家庭的事業として開設 H27 年 4 月 1 日 小規模保育認可		
利用定員（年齢別）	0 歳児	1 歳児	2 歳児
	3 人	4 人	4 人
取扱う保育事業	延長保育		
事業所番号	1410052002755		

3 施設・設備の概要 ※別添可

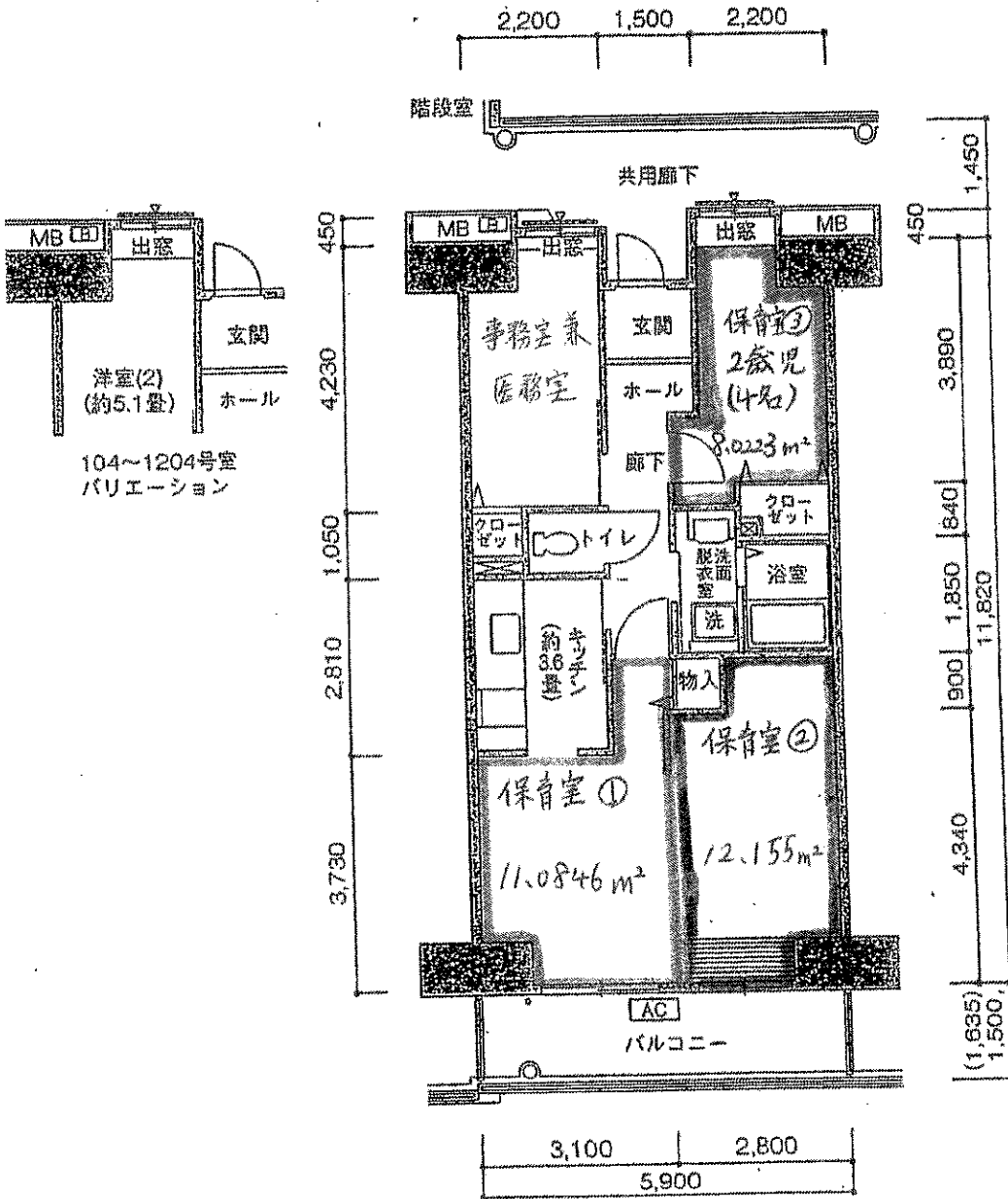
敷地面積		27,859 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 14階建て 延床面積	
	延床面積	68.0 m ²	
施設設備の 数と面積	保育室①	1室	11.0846 m ²
	保育室②	1室	12.155 m ²
	保育室③	1室	8.0223 m ²
	調理室	1室	5.5 m ²
	医務室	1室	8.25 m ²
	幼児用トイレ	1個	m ²
設備の種類	冷暖房等、浴室		
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場 m ² （代替場所 茅ヶ崎公園）		

事業実施場所 平面図 ※別途添付

くすまいるセンター-みなみ保育園 平面図

E 3DK-68m² 戸数 24戸

■住宅専用部分面積..... 68.79m²
 ■バルコニー面積..... 8.85m²(106~306号室)
 9.64m²(104~304・406~806号室)



保育室①② 24.001m²
 0歳児 3名
 1歳児 4名

- (凡例)
- AC エアコン設置位置
 - AC エアコン室外機設置位置
 - ▽ 室外機置場
 - 洗 洗濯機用防水パン
 - B 給湯器
 - 面格子
 - MB メーターボックス
 - パイプスペース

4 事業の目的、運営方針

<p>目的</p>	<p>子ども達が安心して過ごせる居場所をつくり、社会に貢献できるような保育所運営をしていきます。 子ども達はもちろん、保護者、保育スタッフ、その他関わる全ての方々の「笑顔」の為に、もうひとつの《おうち》を提供致します。</p>
<p>運営方針</p>	<p>【保育理念】 <u>「enjoy!子育て」</u> …子育ては、みんなでやればもっともっと楽しくなります。ともに分かち合うことで、こどもの可能性がぐんと広がります。 <u>「think!生きる力」</u> …「なぜ?」「どうして?」を大切にし、失敗することを恐れず、子どものありのままを受け止め、見守ることで、考え生み出していく力を培います。 <u>「natural!健康な身体」</u> …自分が自分らしくいられるように、【みる・きく・ふれる・あじわう・かんじる】五感、直感、感性を大切にします。 【保育方針】 ＊働く保護者の視点に立ち、子育てを共に考えます。 ＊子どもが自主的に考え、行動できる姿を目指します。 ＊心身ともに健康で、自然体でいられる環境を整えます。 【保育目標】 ☆健康で明るい子ども ☆友達と仲良く遊べる子ども ☆心豊かな子ども ☆意欲と思いやりのある子ども</p>

5 職員体制

<p>責任者</p>	<p>1人（資格：保育士資格・幼稚園教諭2種免許状）</p>
<p>保育士</p>	<p>5人（常勤：1人、非常勤4人）</p>
<p>栄養士</p>	<p>1人（常勤：人、非常勤1人）</p>
<p>調理員</p>	<p>1人（常勤：人、非常勤1人）</p>
<p>保育補助職員</p>	<p>人（常勤：人、非常勤人）</p>

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
土曜日	午前 7 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間 (11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (11 時間)	午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
土曜日の保育時間 (9 時間)	午前 7 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
延長保育時間	夕：午後 6 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間 (8 時間)

月曜日から金曜日の保育時間 (8 時間)	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
土曜日の保育時間 (8 時間)	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで 夕：午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	基本単価：30分あたり1,700円(月額) 10日以内利用：30分あたり850円(月額) 第2子：50%減免 第3子：100%減免 A・B階層：50%減免
延長保育間食代	A・B階層：1月利用1,250円 10日以内620円 C・D階層：1月利用2,500円 10日以内1,250円
その他別表に定める料金	連絡帳代 320円/冊（年間で5～7冊）

9 支払方法

<p>保育料等は現金払いとなります。</p> <p>※月末に締めました保育料・延長保育料・その他雑費を、翌月初めに封筒にて請求させていただきます。</p> <p>保育料等は毎月10日が締切です。祝日と重なった場合は翌日の締切になります。</p> <p>お釣りのないようにお持ち下さい。</p>
--

10 提供する保育・教育の内容

<p>児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く保護者の視点に立ち、子育てを共に考えます。 ・子どもが自主的に考え、行動できる姿を目指します。 ・心身ともに健康で、自然体でいられる環境を整えます。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児
7:30	開園
7:30	保育標準時間（11時間）開始 順次登園 自由遊び ↓
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9:30	朝の会 おやつ・水分補給
9:50	遊び（室内外）・散歩
11:15	食事 ↓ （年齢によって前後します）
11:45	午睡準備（歯磨き、お着替え、排泄等）
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）
14:30	目覚め・排泄
15:00	おやつ
15:30	帰りの会
15:45	自由遊び、順次降園
16:30	保育短時間終了
18:30	保育標準時間終了
19:00	閉園

お散歩のコース

近隣にある、なのはな公園、たんぼぼ公園、茅ヶ崎公園、つゆくさ公園、図書館などにお散歩に行きます。

< 保育計画（年間） >

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で清潔な環境の中で、生理的欲求を満たし、心地よく過ごせるようにする。 ・一人一人の発達に応じた援助のもと、離乳の完了や歩行の完成を促し、身の回りのものへの興味・関心を広げる ・特定の保育者との愛着関係を深め、心地よい気持ちのやりとりを重ねながら、豊かな感性や言葉の芽生えを育む。 ・安全で活動しやすい環境を構成し、保育者に見守られながら、運動遊びを十分に楽しむ。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した生活リズムで過ごし、身の回りのことなどに興味をもち、自分でやってみようとする。 ・安心できる環境の中で好きな遊びを十分に楽しみ、好奇心を満たす。 ・保育者との信頼関係のもと、安心して自分の意思や欲求を表す。 ・遊びの中で、自分の思いやしぐさを簡単な言葉を使って表現し、身近な大人や友達との関わりを喜ぶ。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる保育者との関わりの中で、簡単な身の回りの事を自分でしようとする。 ・興味のある事や経験した事を、自分なりに言葉で伝えたり表現したりする事を楽しむ。 ・友達に関心をもち、同じ場で遊んだり、やり取りをしたりする楽しさを知る。 ・保育者と一緒に、全身や手指を使った遊びを楽しむ。
そ の 他 (年 間 行 事)	<p>4月：入園式・対面式・お花見 5月：健康診断・子どもの日 6月：ぎょう虫検査 7月：七夕祭り・水遊び 8月：夏季保育 9月：お月見 10月：秋の遠足・健康診断 12月：クリスマス会・大掃除 1月：お正月 2月：豆まき 3月：ひな祭り・進級式・思い出遠足</p>

11 給食等について

	提供内容			
	おやつ	給食		おやつ
		主食	副食	
0歳児	○	○	○	○
1歳児	○	○	○	○
2歳児	○	○	○	○

※0歳児クラスの離乳食に関しましては、2回食になったお子さまから園で対応致します。1回食のお子さまに関しましては、自宅で食事をして頂き、食品目を増やせるようお願い致します。離乳食の進め方については、栄養士と相談のもと、個別に対応させていただきます。

<給食の提供にあたって>

- ・栄養士又は調理員が自園調理致します。

季節感の感じられる献立を毎月提供致しまして、年齢に合わせて食育活動も取り入れております。(野菜の皮むき・クッキング活動等)

<アレルギー対応について>

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、すまいる保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

【アレルギー対応】

- ・生活管理指導表の提出、除去食の提供
- ・アレルギーに関する研修の参加
- ・アレルギーマニュアルの策定

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

【各種書類】

- ・ 児童の健康や体調を確認するもの(母子手帳のコピーや入園前健診結果等)
- ・ 各種保険証のコピー(健康保険証・健康乳児医療証)
- ・ 事前にお渡ししました書類一式(児童票・児童健康台帳・食事について等)

【持ち物】

- ・ 大判のバスタオル 2枚
- ・ パジャマ、パジャマ袋(1歳以上のお子さま。パジャマ袋は、来ていた洋服を自分で畳んでしまうように指導していきますので、大きめの物をご用意下さい。)
- ・ オムツ：1袋 おしり拭き：1袋 ビニール袋：1束
- ・ 雑巾：1枚
- ・ 箱ティッシュ：1箱 ※毎月1箱持ってきて下さい。
- ・ 避難靴：1セット(歩行が出来るようになったお子さま。避難時に使用する為、着脱しやすい物をご用意下さい。)
- ・ 避難水：1本(2ℓのペットボトル、賞味期限がH29.3.31以降のもの)

(2) 毎日持参いただくもの

- ・ 通園バッグ ※金曜日はエコバックも一緒にお持ち下さい。
- ・ 連絡帳
- ・ 食事用エプロン：2枚(昼食+PM おやつで使用)折りたためるビニール製や布製のものにして下さい。
- ・ 口拭きタオル：3枚(AM 水分補給+昼食+PM おやつで使用)
- ・ ループ付きタオル：1枚(手洗い時に使用)
- ・ ビニール袋：2枚(使用済みのエプロン・濡れタオルや、洋服入れ等に使用)
- ・ 着替え：2組 ※一つひとつに名前を必ず記入し、お着替え袋にまとめて入れて下さい。
- ・ 歯ブラシ、うがい用コップ：1セット ※2回食のお子さまから使用します。
巾着袋に入れてお持ち下さい。
- ・ ガーゼ(ミルクを飲むお子さまのみ)

☆持ち物すべてに名前を記入して下さい。

(記入のないものはこちらで記入させていただきます)

☆毎日、朝・夕いずれかのご都合の良い時間に、ロッカーの荷物を確認・補充をお願いします。

☆金曜日…パジャマ・バスタオル2枚・シーツ・カバーを持ち帰りいただき、洗濯をお願いします。

☆月曜日…上記のものをお持ちいただき、登園時にシーツ・カバーを付けて、バスタオル2枚を挟んで下さい。

※布団・シーツ・布団カバーは園で用意します。

(3) 服装について

動きやすく、着脱しやすい服装が基本です。

1, 2歳児は特に、生活の中で着脱が1人でできる事を目標にしていきますので、上下つながっている服、Gパン、後ろボタン等は避けるようお願い致します。又、ひもやフードなどのひっかかりやすい服は避けて下さい。

個人カゴに調節のきく長袖(カーディガン、シャツ等)を入れて頂くと便利です。季節に合わせておたより又は保育士が直接服装についてその都度伝えていくように致します。

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

1. 朝は9時までに登園して下さい。
遅れる場合・欠席する場合には、8:00~9:00の間に電話連絡をお願い致します。
2. 朝の受け入れの際、連絡帳を保育士に預けると共に、お子さまの健康状態をお知らせ下さい。尚、風邪薬等を服用している場合は保育士にその旨をお伝え下さい。
3. 朝のお支度は保護者の方をお願いしております。月曜日はシーツ・布団カバーも付けていただきますので、余裕をもって登園して下さい。
4. 37.8度以上お熱がある場合や、園で2回以上の下痢・嘔吐等、脱水の心配がある場合は、熱がなくてもお迎えの連絡を入れます。前日から具合が悪い、当日熱が高めという場合には、お仕事の段取りをつけておいて下さい。
5. 原則、私物(おもちゃ・お菓子など)の持ち込みは禁止しております。
慣らし保育中については、お子さまにとって心の拠りどころとなる場合もありますので、その際には職員までご相談下さい。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

1. お迎えの時間が予定より遅れる場合は、早めに園へ電話連絡をお願い致します。基本的には契約時間内でのお迎えをお願い致します。
2. 同じ建物内には、住民の方が多数住んでおります。
登園時もそうですが、共有部分(廊下や通路等)で大きな声を出したり、おしゃべりをしたりするのは、他の住民の方のご迷惑になりますので、止めて下さい。
お迎え時の引き継ぎも、保育室内にて行いますので、お迎えに来られましたら、タイムカードを押して、まず保育室の中にお入り下さい。

14 保育園と保護者との連携について

ご家庭との密接な連絡を保ち、お子さまを健やかに育てていきたいと考えております。保護者の皆さまのご協力をお願い致します。

1. 入園後1週間程度は、慣らし保育の実施をお願いしております。
2. 保護者の連絡先・電話番号・その他の連絡先を明確にしてください。
また、就労先の決定及び変更・住所・家族構成など、届出内容に変更があった際には、速やかにお知らせ下さい。
3. 連絡帳・園からのお知らせには必ず目を通し、連絡帳には前日の降園後から翌朝までのご家庭での様子をご記入下さい。
4. 父母のどちらかがお休みの場合は、お子さまと一緒に過ごすように心掛けてください。
6. 集団生活の為、お友達との関わりの中で、成長の過程のひとつとして噛みつきや引っかきのトラブルがありますのでご理解ください。
7. 園内での様子は写真を見て頂けます。また、園日より連絡帳、口頭で随時報告させて頂きます。

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号。）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

【園児健康診断】 全園児 年2回(春・秋)

【身体計測】 全園児 毎月1回

【歯科健診】 全園児 年1回

【ぎょう虫検査】 全園児 年1回

(2) 健康管理、病気のときの対応

園では、朝受け入れ時の健康確認及び体温測定(朝・夕、他必要に応じて)の他に、体に触れて睡眠時のチェックを行い、SIDS 防止に努めております。

0歳児：5分に1回　　1～2歳児：10分に1回

【発熱時の対応】

37.5度お熱がある場合一度保護者の方に連絡を入れます。

37.8度以上お熱がある場合、園で2回以上の下痢・嘔吐等、脱水の心配がある場合は、熱がなくてもお迎えの連絡を入れます。

朝からお熱が高めの場合には熱が上がる可能性がありますので、お仕事の段取りをつけておいて下さい。

熱が高い場合は、園で十分に水分をとり、首や脇等の部分を冷やし、安静な体勢でお迎えを待つよう、対応しております。

【「意見書」「登園届」について】

感染症に伴う登園の許可については『保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)』に準じて、登園停止期間を定めています。お子さまが感染症にかかり登園を再開する際には、別紙①「医師が記入した意見書が必要な感染症」と

別紙②「医師の診断を受け保護者が記入する登園届が必要な感染症」をご参考の上、お子さまの感染症名に当てはまる書類(意見書または登園届)にご記入頂き、保育園へ提出して下さい。保育園は集団の場ですので、ご理解とご協力をお願い致します。

【園での与薬について】

原則、園での与薬は行っておりませんが、慢性疾患に限り与薬を認める場合があります。

<該当する慢性疾患の薬>

- ・抗けいれん剤の一部
- ・心疾患用薬剤の一部など時間投薬の必要な薬剤
- ・熱性けいれんの予防薬

その他の慢性疾患の場合は、保育園にご相談下さい。

尚、与薬の際は「与薬依頼票」「主治医意見書」「薬剤情報書」が必要となります。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

【感染症対策】

- ・職員スタッフの毎月1回の検便実施
- ・大人及び子どもの手洗い・うがいの励行、消毒。
- ・園児体温測定（登園時、午睡後）、室内換気、
- ・空調設備での温度調節、排便排尿介助後の手洗い、消毒、使い捨て手袋の使用等で保育者からの媒介も防ぐようにする。
- ・吐物の処理に関しても、子どもの接触がないよう適切に処理をし、処理セットは、常備しておく。
- ・玩具消毒の徹底、食器の消毒（熱風消毒、感染症が流行っている時期はピューラックスも必要に応じて使用する。）

【食中毒予防対策】

- ・調理や配膳方法で、調理場の環境（調理しやすい場であること）、衛生面（食器やテーブルの消毒等）食品の取扱（食品の産地や添加物等）には気を付け調理に携わる。
- ・調理員並びに保育者全員の毎月1回の検便実施。
- ・夏場など食中毒が特に流行る時期は、メニューや食品の取り扱いにも十分配慮する。
- ・市や区の衛生管理者とも密に連携をとり、その指示にも従い食中毒を発生させないよう、事前に対策をとっていく。

【発生した場合の連絡】

玄関掲示、口頭等でお知らせ致します。

17 医療的ケアが必要な児童の保育について

お子さまが通う医師の診断に従いながら保育をしていきます。

保護者・医師との連携を密にし、お子さまにあった保育ができるよう努めます。

18 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	医療法人じねんじゅく とのうち小児科
医 院 長 名	殿内 力
所 在 地	横浜市都筑区見花山 14-5 富士見ヶ丘ビル 2階
電 話 番 号	0 4 5 - 9 4 2 - 1 7 7 7

19 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	はせがわ歯科クリニック
医 院 長 名	長谷川 裕司
所 在 地	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 6-1 サウスウッド 3階
電 話 番 号	0 4 5 - 5 3 0 - 0 0 1 8

20 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

いつとき避難場所	茅ヶ崎東小学校
地域防災拠点	茅ヶ崎東小学校
広域避難場所	茅ヶ崎公園一帯

21 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又はお子さまの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、お子さまの身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	都筑警察署 045-949-0110
消防署	都筑消防署 045-945-0119
区役所	都筑区役所 045-948-2319

22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	川端 真菜美
消防計画届出年月日	都筑 消防署 平成25年 3月 18日
避難訓練	毎月1回実施(火災避難訓練・地震避難訓練・不審者訓練)
防災設備	消火器、火災報知器、懐中電灯 など

23 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損保ジャパン賠償責任保険
保険の内容	園内でお子様が怪我をした場合の賠償責任保険
保険金額	【施設】 身体：1名 5,000万円／1事故 3億円 財物：1名 300万円 【生産物】 身体：1名 5,000万円／1事故・期間中 3億円 財物：1事故・期間中 300万円

24 業務の質の評価について

小規模保育事業の 自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示にて掲載
------------------	--

25 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 川端 真菜美 電話番号 045-511-8969
相談・苦情解決責任者	氏名 岩本 真梨子 電話番号 045-316-4355

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

26 連携施設

連携施設の種類	横浜市認可保育園
名称	横浜市茅ヶ崎保育園
所在地	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南 1-12-1
連携協力の概要	保育内容の支援

27 地域の育児支援について

- ・自治会への参加、周辺小中学校との交流、散歩を通して商店・図書館等、地域資源の活用に努めます。
- ・連携保育園やネットワーク事務局園、近隣保育園、消防署等への訪問を定期的に保育計画に取り入れ、地域との交流をはかります。

28 その他保護者に説明すべき事項

【非常事態発生時の対応について】

1. 災害発生時

- ・保育時間中に大規模地震などの大きな地震が発生した場合は、原則的に保育園でお迎えをお待ちしています。
- ・災害時は【茅ヶ崎東小学校】へ避難します。なお、最終避難場所は【茅ヶ崎公園一帯】となります。

2. 園での取り組み

- ・2方向の避難経路を確保しています。
- ・非常用飲料水・非常食の備蓄を行っています。
- ・災害に備え、保育園では消防署の指導のもと、毎月1回の地震・火災を想定した避難誘導消火訓練及び年に2回の不審者対応訓練を行っています。
- ・施設内及び近隣の危険箇所を把握し、定期的に安全点検を行っています。

3. 日ごろの備え

- ・保護者の連絡先を明確にしておいて下さい。
- ・定期的に避難靴のサイズ確認をお願いします。
- ・日ごろから、災害時の避難についてご家族で話し合いをしておいて下さい。

【産休明け保育事業(産休明け保育指定園)について】

1. 産休明け保育指定園は生後57日目からのお子さまが入園できる保育園です。
2. 産休明け保育指定園では、保育士と連携してお子さまの健康状態を把握し、保育に活かしています。
3. 食事についてはお子さまの発達に合わせ、栄養士と保育士が連携して進めていきます。
4. 入園の前には、保育園にて集団生活を始める旨を、かかりつけ医へご相談下さい。